平成２６年（フ）第１６７号
千葉県柏市大塚町５番15号　柏峰ハイツ102号
債務者　佐藤　千栄
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２３１号
千葉県柏市西原６丁目７番19号　コーポ松風101号
債務者　村越　　肇
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２６６号
千葉県松戸市緑ケ丘１丁目57番地　松戸緑ケ丘ローヤルコーポ401号
債務者　大杉　　寛
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２６７号
千葉県松戸市緑ケ丘１丁目57番地　松戸緑ケ丘ローヤルコーポ401号
債務者　大杉　貴子
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２８８号
千葉県松戸市中和倉414番地の26
債務者　鈴木　裕子（旧姓香川）
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１２０号
和歌山市和歌浦東２丁目１番47―403号
債務者　向井　由紀
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１４３号
和歌山市新在家18番地の２
債務者　井出　雄三
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１６３号
和歌山市古屋433番地の２　サンシャイン八幡前407号室
債務者　濱地　惠子
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１７０号
和歌山市和歌浦中３丁目１番42号
債務者　後藤　圭太
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１７３号
和歌山市坂田128番地の17
債務者　大國　良考
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１７８号
和歌山県岩出市曽屋85番地の20
債務者　赤羽　　輝
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１８２号
和歌山市手平３丁目10番８号　ふくとくそう107
債務者　中橋　俊浩
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１８３号
和歌山県有田郡広川町大字下津木1096番地
債務者　寺杣　康則
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１８６号
和歌山市谷町33番地の１　グリーンプラザ谷町壱番館206
債務者　西田　正明
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１９１号
和歌山県岩出市山211番地の６
債務者　髙田　直榮
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１９６号
和歌山市田尻111番地の４
債務者　沼田　勝己
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第４２３号
名古屋市名東区香流３丁目715番地　サンキマンション103号
債務者　川村　昭和
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部